

(仮称) 春日井市芸術文化選奨骨子案

1 目的

芸術文化の向上発展に貢献し、業績が顕著なものを表彰することにより、本市の芸術文化の振興を図る。

また、その活躍をPRすることによって、本市の魅力を発信するとともに、子ども達に将来の希望を与える。

2 賞の種別

(1) 芸術文化功労賞 【賞状と記念品授与】

本市の芸術文化の向上に貢献し、その業績が顕著な個人又は団体
(概ね 30～50 年の活動実績がある個人又は団体)

(2) 芸術文化賞 【賞状と記念品授与】

芸術文化の各分野における一層の向上と、本市の芸術文化の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個人又は団体
(概ね 10～20 年の活動実績がある個人又は団体)

(3) 芸術文化奨励賞 【賞状授与】

全国規模のコンクール等で優秀な成績を修めた個人又は団体
世界規模のコンクール等での入賞又は入選した個人又は団体
その他全国的な規模で活動の実績が認められる個人又は団体
(活動実績の年数は問わない)

3 対象分野

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、書、写真、演劇、舞踊その他の芸術）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- (5) 生活文化（華道、茶道、囲碁・将棋その他の生活に係る文化）
- (6) その他（芸術文化評論、放送等）

4 対象者

本市在住者（過去に在住していた者を含む）、本市出身者（本市の学校出身者を含む）、あるいは本市を拠点として芸術文化活動を行っている者（個人）又は本市を拠点として芸術文化活動を行っている団体